

「第3期情報基盤システムの構築・運用保守業務 一式」の意見招請に対する意見について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
1	調達仕様書	11	2.2調達案件の一覧	今回調達の保守契約想定期間となる令和15年までに1～2回の入れ替えが発生する他調達(公用スマートフォン調達を含め)があります。こちら現時点で未確定の入れ替えについて行う作業は本RFIでの費用算出範囲外とする必要があると考えます。こちらについて別途契約とする等の記載をお願いいたします。	RFIでの調達期間と他案件の作業範囲が不明瞭であるため、各社入札金額に大きな影響を与えと考えます。例: スマートフォンを入れ替える場合の全端末のMDM設計や設定等	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 なお、公用スマートフォン調達(モバイルデバイス管理サービスの調達を含む)については、令和10 年10 月以降も別途調達する見込みである。その際発生するIT資産管理サービスのデバイス管理機能への機器登録・削除については、本業務のスコープからは除外する。また、現在契約している生成AI サービス(Microsoft365Copilot)については、今後も継続して契約する可能性がある。
2	調達仕様書	14	4.2作業管理	「本業務について、適切に実施されなかったことによる損害や不利益が生じた場合は、全て請負事業者がリカバリ・補償・損害賠償を行うこととする。ただし、あらかじめ情報・研修館や関係者等に書面をもって通知・督促等を行ったにもかかわらず、必要な情報や措置実施が得られなかった場合を除く。平時からリスクを最小化するための措置(情報システム等)を整備すること。」について、内容を具体化いただくことをご検討願います。	「適切に実施されなかったこと」や「リスクを最小化するための措置」の内容・水準や責任範囲が抽象的であるため、具体的な対応範囲や責任の考え方について一定程度明確化することが望ましいと考えます。 例えば、クラウドサービスや回線、HW・SW製品自体に起因する障害等は、請負事業者にはコントロール不可、かつサービス提供事業者や製品メーカーの使用許諾等で損害賠償の上限が定められており、請負事業者による全面的なリカバリ・補償・損害賠償は困難と考えます。 そのため、特に、関係事業者との役割分担や前提条件、「リカバリ・補償・損害賠償」の範囲および関係について整理いただくことで、業務の円滑な遂行および適切なリスク管理が可能となるものと考えます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・本業務について、適切に実施されなかったことによる損害や不利益が生じた場合は、原則、全て請負事業者がリカバリ・補償・損害賠償を行うこととする。ただし、以下の場合はその限りではない。 ①サービスの使用許諾等で障害発生時のリカバリが難しい範囲について、その内容と障害発生時の対策について、提案時に情報・研修館に提示し了解を得た場合 ②あらかじめ情報・研修館や関係業者等に書面をもって通知・督促等を行ったにもかかわらず、必要な情報や措置実施が得られなかった場合 これらを踏まえ、平時からリスクを最小化するための措置(情報システム等)を整備すること。
3	調達仕様書	14	4.3要件定義	本事業請負事業者の作業範囲から要件定義書の「修正作業そのもの」を除外し、調整結果に基づく「修正依頼を行うこと」へと変更することをご検討願います。	要件定義書の修正は、要件定義工程において発注者(貴団体)および要件定義事業請負事業者が主体となって実施すべき作業と考えます。 本事業者が直接修正作業まで担う場合、責任分界点や統制主体が曖昧になり、成果物の品質管理責任や変更管理プロセスに混乱が生じるおそれがあると考えます。	無	要件定義書を確認いただき、実現が難しい要件がある場合には実現可能な方法をご提示いただき、当館と協議の上、確認した内容にて業務を遂行していただく想定であるため修正いたしません。
4	調達仕様書	14	4.3要件定義	構築事業者の業務範囲として記載されている「要件定義」という表記を、「要件確認」へ見直していただくことをご検討願います。	「デジタルガバメント推進標準ガイドライン」および同解説書では、要件定義・調達・設計開発が順を追って整理されており、調達後の工程では要件の確認・調整を行うことが想定されています。また、要件定義と構築は異なる工程として位置づけられています。 そのため、本調達における構築事業者の役割は、新たな要件定義ではなく、調達時点で整理された要件に対する実現性確認や認識齟齬防止を目的とした「要件確認」として整理することが適切であると考えます。	有	本作業では、請負事業者による提案(情報・研修館が承認したものに限る。)や調達手続開始後の事情の変化等によって要件の変更や詳細化を図る想定です。 上記が明確になるように、以下のように要件を修正いたします。 「請負事業者は、設計・構築の実施に先立ち、「別紙1 情報基盤システムの構築及び運用・保守業務 要件定義書」の内容を確認すること。なお、本資料は、現段階での初期要件を整理したものであり、請負事業者による提案(情報・研修館が承認したものに限る。)や調達手続開始後の事情の変化等によって要件の変更や詳細化が行われるものであることに留意する。その際、内容について調整すべき事項があれば、情報・研修館と調整の上、結果に基づき要件定義書の修正を行うこと。要件の調整内容は、情報・研修館に提示し、合意形成を図りつつ進めること。」
5	調達仕様書	18	4.15納入物の作成	納品物として記載されている「設計書(基本設計・詳細設計)」については、「基本設計書」及び「詳細設計書」をそれぞれ独立した成果物として整理いただくことをご検討願います。	基本設計及び詳細設計は目的や記載内容が異なる成果物であり、それぞれに対するレビュー及び承認の実施が重要であると考えます。 また、詳細設計の検討過程において基本設計へ影響を及ぼす事項が判明する場合があります。両者を一体の成果物として扱うと、変更管理やレビュー範囲が不明確となる可能性があります。 そのため、成果物管理及び変更管理を適切に実施する観点から、「基本設計書」及び「詳細設計書」を独立した成果物として整理いただくことが適切と考えます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 3 基本設計書 令和9 年3 月下旬 5 詳細設計書 令和9 年6 月下旬 (他、項番修正)
6	調達仕様書	23	4.18その他	「インターネット公開する情報システムは原則として政府系ドメイン(go.jp)を用いること。」の要件に「クラウドストレージ」は該当しないと理解して問題ないでしょうか。	クラウドストレージの機能で外部へファイル共有を行う際に共有のリンクを発行し、インターネット公開するような用途でも利用可能となるため要件の対象範囲の確認となります。	無	ご認識のとおりです。
7	調達仕様書	23	5作業の実施体制・方法に関する事項	遂行責任者について、兼任を認める要件に緩和していただきたい。	適切なリソース配置が可能となり、柔軟な体制構築による提案の幅が広がるため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 図表5-1-1 項番2の3つ目 ・システム設計・構築作業期間中、専任でこれに当たるものとする。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
8	調達仕様書	23	5作業の実施体制・方法に関する事項	プロジェクトマネージャ等の専任要件について、業務遂行に支障がない範囲で兼任を認めていただきたい。	適切なリソース配置が可能となり、柔軟な体制構築による提案の幅が広がるため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 図表5-2-1 No.1 ただし専任である必要はない。 →ただし、運用・保守期間中は専任である必要はない。
9	調達仕様書	23	5作業の実施体制・方法に関する事項	Microsoft365を中心とした情報基盤の設計・構築・運用保守を実施することから、Microsoft Solution Partner認定を取得している事業者であることを要件又は加点項目として追加いただきたい。	Microsoft365および関連サービスに関する専門知識・技術力を客観的に有する事業者を選定することで、安定したシステム構築および運用を実現できるため。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件でないため修正いたしません。 なお、貴社の優位性としてのご提案を妨げるものではございません。
10	調達仕様書	23	5作業の実施体制・方法に関する事項	Microsoft365を活用した300ユーザー以上の情報基盤構築・運用保守実績を直近5年以内に有することを受注実績要件として追加いただきたい。	本調達は認証基盤、グループウェア、セキュリティ機能等を含む大規模なMicrosoft365環境の構築・運用を伴うため、同規模以上の実績を有する事業者が実施することが望ましいため。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件でないため修正いたしません。 なお、貴社の優位性としてのご提案を妨げるものではございません。
11	調達仕様書	23	5作業の実施体制・方法に関する事項	作業場所について、元請事業者の管理下における主作業拠点は都内又は東京近郊としつつ、情報セキュリティ要件及び機密保持要件を満たすことを条件に、作業場所を地方拠点でも可とすることを検討していただきたい。	作業場所を都内又は東京近郊に限定した場合、地方拠点を活用する事業者の提案余地が制約され、結果として競争性の低下や調達コスト増加につながる可能性があるため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 請負事業者の責任において用意する主な作業場所については、都内又は東京近郊とすること。
12	調達仕様書	25	5.2作業要員に求める資格等の要件	プロジェクトマネージャに求める資格について、PMP又はIPAプロジェクトマネージャ資格保有を必須とするのではなく、同等規模以上の案件におけるプロジェクトマネジメント経験を有する者も対象としていただきたい。	資格保有の有無だけでなく実務経験も重要な評価要素であり、実績豊富な事業者の参加機会を確保することで、競争性の向上とより良い提案の獲得が期待できるため。	無	要件の修正を検討しましたが、資格保有は必須の要件であるため修正いたしません。
13	調達仕様書	25	5.2作業要員に求める資格等の要件	5.2作業要員に求める資格等の要件	適切なリソース配置が可能となり、柔軟な体制構築による提案の幅が広がるため。	無	要件の修正を検討しましたが、構築期間中は遂行責任者の専任を求めるため修正いたしません。
14	調達仕様書	25	5.2作業要員に求める資格等の要件	図表5-2-1 作業要員に求める資格・経験等の要件 No.2 [設計・構築チーム]の資格・経験等に「その他、導入する製品・サービスに関し、本件と同等規模以上の設計・構築の経験を有する者を配置することが望ましい。」と記載あるが、今回の案件はオンプレミス環境からSaaS環境への移行経験も重要であると思われるためそれらの要件についても検討いただきたい。	本案件は、オンプレミスからSaaSへの移行がメインとなるため、「導入製品・サービスの設計・構築経験」だけでは、オンプレミスからSaaSへの移行経験を必須(または望ましい)とする意図が伝わりにくい。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を追加・修正いたします。 ・提案する認証基盤サービスについて、オンプレミスからクラウドサービスへの移行経験を有する者を配置すること。 ・提案するグループウェアサービスについて、本件と同等規模以上の設計・構築経験を有する者を配置すること。 ・その他、導入する製品・サービスに関し、本件と同等規模以上の設計・構築の経験及びオンプレミスからクラウドサービスへの移行経験を有する者を配置することが望ましい。
15	調達仕様書	26	5.4事業者に求める公的な資格や認証等	応募者に求める実績要件について、「独立行政法人、官公庁において行った実績」に限定せず、同程度又はそれ以上の規模の類似システムに関する民間企業での設計・構築及び運用・保守実績についても対象としていただくことをご検討願います。	大規模な民間企業においても、高い可用性やセキュリティが求められるミッションクリティカルなシステムの設計・構築及び運用・保守を実施している事例が多く、本業務の遂行能力を示す実績として有効であると考えます。 また、実績要件を独立行政法人及び官公庁に限定した場合、本業務の遂行に必要な能力を有する事業者であっても参加が困難となる可能性があります。 そのため、公平な競争環境の確保及び事業者の技術力を適切に評価する観点から、民間企業における同程度又はそれ以上の規模の類似システム実績についても認めていただくことが適切と考えます。	無	本業務の実施にあたっては、独立行政法人や官公庁特有の遵守すべきガイドライン類や外部インターフェースがあり、独立行政法人、官公庁での導入実績を求めたいと考えているため、要件は修正いたしません。
16	調達仕様書	27	6.1法令等の遵守	「本調達内においては以下の最新のガイドライン等を参照すること。」とありますが、ガイドで自組織が体制を整えて実施する必要があるものもありますが、委託可能なものもあります。本調達で委託対象としたい項目・提案に任せる項目の明示をお願いいたします。	主に保守フェーズでの工数増減が大きいため、各社提案のばらつきが出るため。結果、調達内容を満たしていても、お客様側が実際に求めている内容と齟齬があり令和15年までの業務負荷が大きくなる可能性があるため。機能の有無だけ記載がある場合は機能を満たして、職員側が処理を行う想定で提案する会社もある想定となります。	無	ガイドライン・法令を踏まえ、業務を遂行することは前提となるため、要件は修正いたしません。
17	調達仕様書	31	6.6情報システム監査	「情報・研修館が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、情報・研修館が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を請負事業者は受け入れること。」と記載がありますが、その範囲と深さを事前にご提示いただきたいです。	他お客様や受注社の内部情報等秘匿情報の開示が必要になってしまいう確認が必要のため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・本調達において整備・管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、情報・研修館が本案件に係る情報システムについて、監査の実施を必要と判断した場合は、情報・研修館が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を請負事業者は受け入れること。(契約後の委託事業開始前より実施される情報・研修館が別途選定した事業者による監査を含む。)

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
18	調達仕様書	34	6.8セキュリティ要件9a	生成AIによる生成物を納入成果物に含めることについての可否及びその条件があれば要件として追加をお願いします。	機密性2の情報を生成AIのインプットとして利用する場合の承認をいただく旨の要件はありますが、生成AIのアウトプットを納入成果物に含める際の要件がないため確認させていただきます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・9a 本業務で生成系AIを利用する場合は、取り扱う情報及び利用方法を情報・研修館に説明の上、承認を得ること。 なお、生成AIを活用して作成した成果物については、提出前に請負事業者の責任において十分なレビュー及び検証を実施し、内容の正確性、信頼性及び適法性を確認すること。また、生成AIの出力内容のみを根拠として成果物を提出してはならない。
19	調達仕様書	35	6.8セキュリティ要件10a	「本業務の遂行のため専用のクラウドサービスを調達し、サービス上で要機密情報を取り扱う場合は「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP 又は ISMAP-LIU)」サービスリストに掲載されたクラウドサービスから選定すること。」 上記の文言の明確化をお願いします。 特に以下の情報は、要機密情報に該当しますでしょうか。 ・氏名、メールアドレス、電話番号(IT運用における連絡先情報として利用するもの) ・情報機器のIPアドレス ・システム運用で利用する運用手順書、設定情報等	「要機密情報」が指す情報の範囲が不明確であり、要件および実現方法の検討に必要となるため、具体的な対象範囲を確認させていただきたいです。	無	「要機密情報」は情報公開法上の不開示情報に該当する蓋然性の高い情報を含むものを指します。個人情報やシステム運用手順書、設定情報及び機器情報は要機密性情報に該当する想定です。
20	別紙1_要件定義書	51	3.5信頼性に関する事項(1) 可用性要件	SLAの定義を満たさない場合のペナルティの規定の有無の記載をお願いいたします。	特にペナルティがない場合は報告を行う等の義務がない場合に単なる宣言の身になってしまう可能性があるため。結果、各社の解釈により、構成や入札価格に大きな差異が発生する可能性があるため。	無	要件定義書「3.17保守に関する事項(3)運用・保守実績の評価と改善」にペナルティに関する記載がございます。そのため、要件は修正いたしません。
21	別紙1_要件定義書	53	3.5信頼性に関する事項(1) 可用性要件	SLAの%表記に、年間の記載をお願いいたします。	昨今の各社のサービスを見た場合、日間では難しく、月間では定義されていないサービスもあるため。	有	稼働率は、要件定義書 3.17 (3)運用・保守実績の評価と改善での評価タイミングに影響するため、月間稼働率として定義しています。 意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 図表3-5-1 可用性の目標設定対象と設定値 ・稼働率はサービスの仕様上年間の定義しかできないものを除き、月間稼働率とする。
22	別紙1_要件定義書	53	3.5信頼性に関する事項(2) 完全性要件	「・異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。」 「・データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータおよび毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。」 共有ストレージサービスについて、上記の要件は、Box標準機能で提供されるアクセス制御、イベントログ、ファイルのバージョン履歴、削除済みファイルの復元機能により対応可能な範囲を対象とする要件へ緩和いただくことは可能でしょうか。	Boxではアクセス制御、イベントログ、ファイルのバージョン履歴、削除済みファイルの復元機能により一定の完全性確保は可能ですが、異常入力や処理内容の毀損を個別に自動判定し、毀損データと正常データを全件特定する機能は標準機能として提供されておりません。そのため、共有ストレージサービスに適用する要件範囲を明確化する必要があり、確認させていただきます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を追加いたします。 ただし、共有ストレージサービスについて完全性要件がクラウドサービスの契約形態に依存する場合は、情報・研修館と協議の上で代替方法を決定するものとする。
23	別紙1_要件定義書	55	3.9継続性に関する事項(1) 継続性に係る目標値	災害対策に関する復旧要件については、対象範囲(基盤、ネットワーク、運用系機能等)により実現方式が大きく異なるため、72時間以内の復旧対象に含まれる範囲を明確化いただくことを提案します。	復旧対象範囲が明確になることで、実現性と費用対効果を踏まえた適切な冗長化・復旧方式を提示しやすくなるためです。	無	記載のサービスは復旧対象であり、その他のサービスは復旧対象としておりません。 そのため、要件は修正いたしません。
24	別紙1_要件定義書	55	3.9継続性に関する事項(1) 継続性に係る目標値	フルSaaS環境における災害対策について、SaaSベンダーのSLA(可用性・冗長性)を前提とした上で、72時間以内の復旧対象を「利用者側で管理するデータ・設定」に限定するか、SaaS側の復旧保証も含むかを明確化いただくことを提案いたします。SaaS環境では基盤の冗長化・復旧はベンダー責任となりますので、利用者側の責任範囲(テナント設定、カスタマイズ等)を明確にすることで、適切な復旧計画を策定できると考えます。	GSS(政府共通クラウドサービス)においても同様の責任分界が採用されており、SaaSの責任分界を前提とした復旧範囲の明確化により、将来的なGSS移行時にも整合性のある運用が可能となります。	有	意見を踏まえ、以下のとおり要件を修正いたします。 ※クラウドサービスを利用し、上記に示すサービスを提供する場合については、目標値及び復旧範囲は情報・研修館と協議の上で決定するものとする。大規模災害発生時の復旧目標時間については、クラウドサービスの提供範囲を含め、災害の内容や第3期情報基盤システムへの影響度合い等を踏まえ、協議の対象とすることとする。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
25	別紙1_要件定義書	55	3.9継続性に関する事項 (2) 継続性に係る対策	「・バックアップの取得は自動化し、成否について運用保守担当に通知する機能を具備すること。なお、自動化されたバックアップ処理についても、運用保守担当者により任意のタイミングで手動バックアップを取得可能であること。」 「・対象データごとにバックアップの取得手法、保存先、取得時期等を考慮し、適切なバックアップ処理が可能なシステムとすること。」 Boxでは、アップロードされたすべてのファイルが、アップロード時点で主施設およびバックアップ施設の双方に自動保存されます。また、ファイルのバージョン履歴および削除済みファイルの復元機能により、利用者操作に起因する誤更新・誤削除からの復元が可能です。 一方、利用者または運用保守担当者が任意のタイミングで手動バックアップジョブを実行し、その成否通知を受ける仕組みは提供されていません。つきましては、共有ストレージサービスについて、上記の要件を緩和いただくことは可能でしょうか。	Boxでは、ファイルのアップロード時に主施設およびバックアップ施設へ自動保存されるため、サービス側でデータ保護・復元性が確保されます。 一方、日次等の追加的な定期バックアップ処理や、運用保守担当者による任意タイミングでの手動バックアップジョブ実行、バックアップ成否通知を前提とした運用は、Box標準機能の提供範囲外です。 そのため、共有ストレージサービスについては、手動バックアップ取得および成否通知を必須とする要件ではなく、Box標準機能による自動保存、バージョン履歴、削除済みファイルの復元機能により継続性を確保する要件へ緩和いただく必要があり、確認させていただきます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・バックアップ処理は自動化すること。リージョン間の同期等、プラットフォームの提供する標準機能により、データの保全が可能である場合は、本要件を充足するものとする。
26	別紙1_要件定義書	56	3.9継続性に関する事項 (2) 継続性に係る対策	「ネットワーク機器については、基本的に冗長化構成とする。」という文言を「ネットワーク機器については、基本的に電源を含めて冗長化構成とする。」と変更いただきたい。	スイッチの電源を冗長化せず、電源が故障した場合、そのスイッチ配下にぶら下がっている無線APIは全台ダウンしてしまうため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・ネットワーク機器については、基本的に電源を含めて冗長化構成とする。
27	別紙1_要件定義書	56	3.9継続性に関する事項 (2) 継続性に係る対策	「バックアップの取得は自動化し、成否について運用保守担当に通知する機能を具備すること。なお、自動化されたバックアップ処理についても運用保守担当者により、任意のタイミングでの手動バックアップの取得が可能であること。」とありますが、「成否について運用保守担当に通知する機能を具備すること。」及び「任意のタイミングでの手動バックアップの取得が可能であること。」の文言を削除いただけますでしょうか。	バックアップ成否通知機能や手動バックアップ機能を有する製品は少なく、選定基準が大幅に絞られるためです。	有	ご認識のとおり、クラウドサービス自体の有するリージョン間の同期等によるバックアップでは、左記の要件を満たすことは難しいことから、意見を踏まえ以下のように要件を修正いたします。 ・バックアップ処理は自動化すること。リージョン間の同期等、プラットフォームの提供する標準機能により、データの保全が可能である場合は、本要件を充足するものとする。
28	別紙1_要件定義書	56	3.9継続性に関する事項 (2) 継続性に係る対策	ログ保管および監視基盤に関して、別リージョン保管等の冗長化を求める場合は、対象データおよび必要水準(必須／推奨)の整理をお願いしたく考えます。	冗長化の要件水準により、構成および費用が大きく変動するためです。要件の優先順位が明確になることで、最適な構成選定が可能になると考えます。	無	記載データの保管を必須としており、推奨とはしていません。そのため、要件は修正いたしません。
29	別紙1_要件定義書	56	3.9継続性に関する事項 (2) 継続性に係る対策	SaaS環境におけるログ管理について、①SaaSベンダー側で保管されるログの保持期間、②利用者側でエクスポート・長期保管が必要なログの範囲、③エクスポート先(Box等のクラウドストレージまたはGSS標準サービス)の要件を整理いただくことを提案いたします。	フルSaaS環境では「別リージョン保管」等のインフラ観点ではなく、SaaSのログ保持ポリシーとエクスポート要件の観点での整理が必要となります。GSS標準アーキテクチャに準拠したログ管理方式を採用することで、将来的なGSS移行もスムーズに実施できます。	無	指定した期間のログを保持することが可能であれば、実現方法については問わないため、要件は修正いたしません。
30	別紙1_要件定義書	57	3.10情報セキュリティに関する事項1g	「外部との通信を行う通信回線装置のネットワークと、内部のPC等のネットワークを通信回線上で分離」との記載について、論理的な分離を想定されているのか、物理的または回線レベルでの分離を想定されているのか、要件の趣旨を明確化いただけますでしょうか。	分離方式の解釈により、ネットワーク設計および費用が大きく異なるためです。認識差を防ぎ、適切な設計提案につなげるため、確認が必要と考えます。	無	論理的な分割を想定しています。 「2g不正通信の遮断」と合わせ、外部からの通信は基本的に遮断することを明記することを目的としています。
31	別紙1_要件定義書	57	3.10情報セキュリティに関する事項2g	フルSaaS・ゼロトラスト環境において、「通信回線上での分離」の要件は、SASE/SWGIによる論理的なアクセス制御・トラフィック分離として解釈してよいか確認をお願いいたします。	フルSaaS環境では物理的な回線分離の概念が適用されないため、ゼロトラストアーキテクチャに基づく論理的な分離(SASE/SWGI等)での要件充足可否を確認する必要があります。ご意見のとおり、「2g不正通信の遮断」において、SASE/SWGIによる論理的なアクセス制御・トラフィック分離を実施することを想定しております。	無	「1g 通信経路の分離」は拠点の外部・内部でのNWの分離について記載したもので、原則外部からの通信をルータ等で論理的に分離することを要件としたものです。 ご意見のとおり、「2g不正通信の遮断」において、SASE/SWGIによる論理的なアクセス制御・トラフィック分離を実施することを想定しております。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
32	別紙1_要件定義書	57	3.10情報セキュリティに関する事項2g	フルSaaS・ゼロトラスト環境において、「通信回線上での分離」の要件は、SASE/SWGによる論理的なアクセス制御・トラフィック分離として解釈してよいか確認をお願いいたします。	拠点にファイアウォールを導入しない場合は、下記懸念があるため確認です。 ・SWGサービスを通過しない外部発の攻撃(INPITグローバルIPへのDoS攻撃や、ネットワーク機器の脆弱性を突く攻撃等)に対して防ぎづらくなる ・エージェントを導入できない製品(プリンタ、AP等ネットワーク機器)の通信はSWGサービスを通過できず、通信チェックが行えない ・SWGサービスを通過しない通信(ローカルブレイクアウト)のチェックが行われない	無	ファイアウォール、IDS/IPSについては、「1g通信経路の分離」において、外部から内部への通信は遮断することを要件としており、外部から内部への通信がそもそも発生しないことから、要件は修正いたしません。
33	別紙1_要件定義書	58	3.10情報セキュリティに関する事項7g	構築時の脆弱性対策にて「設計時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上で脆弱性診断を行い」とありますが、設計時には脆弱性診断はできない認識のため、設計時には導入製品の脆弱性の有無を確認し、導入時に脆弱性診断を実施する前提でよろしいでしょうか。	作業範囲の確認となります。	無	ご認識のとおりです。
34	別紙1_要件定義書	62	3.11情報システム稼働環境に関する事項(1)イ	「・業務継続に必要なクラウドサービスの管理者アカウントのうち、少なくとも1アカウントについては複数のアクセス方法を設定し、管理者がクラウドサービスにアクセスできなくなることがないように留意すること。」の要件はすべてのクラウドサービスに対しての必須要件ではなく留意事項と理解して問題ないでしょうか。	クラウドサービスによっては、管理者用のログイン画面等の概念がなく、「ID/PW+2要素認証」と「SSO」をどちらでも利用できる設定は可能ですが、セキュリティ向上の観点からSSO必須モードのみとしID/PW+2要素認証でのログインは実施させないケースが多いです。 クラウドサービスサービスによっては本機能は必須ではないという理解で問題ないか念のための確認です。	無	ご認識のとおりです。 すべてのクラウドサービスに対しての必須要件ではなく留意事項と理解して問題ございません。
35	別紙1_要件定義書	63	3.11情報システム稼働環境に関する事項(3)	「研修館職員が利用する以下のソフトウェア及びクラウドサービスを利用可能とすること。なお、対象となるソフトウェア、クラウドサービスは今後追加される可能性があるため、同様に利用可能とすること。」とありますが、対象ソフトウェアのインストールやクラウドサービスを利用するために必要な設定は請負業者の作業範囲に含まれない認識で相違ないでしょうか。	作業役務範囲の確認となります。	無	ご認識と異なります。 対象となるソフトウェアの導入作業及び、当該クラウドサービスを職員が利用可能とするためのWebセキュリティサービスの設定等は作業役務の範囲に含まれます。
36	別紙1_要件定義書	63	3.11情報システム稼働環境に関する事項(3)	「情報・研修館職員が利用する以下のソフトウェア及びクラウドサービスを利用可能とすること。」との記載に関し、名刺メーカーやテキストエディタなど、具体的なソフトウェア名について明記いただくことをご検討願います。	対象となるソフトウェアやクラウドサービスが具体化されることで前提条件が明確になり、より適切な見積もりを行うことが可能になると考えます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ① ソフトウェア 駅すばあと、一太郎、名刺MAKER、e-Gov電子申請、e-Tax、eLTAX、商業登記電子認証ソフト、サクラエディタ
37	別紙1_要件定義書	63	3.11情報システム稼働環境に関する事項(3)	『Windows OS のアップデートは、月次エンタープライズチャネルによる更新を行うこと。』との記載について、月次エンタープライズチャネルは Microsoft 365 Apps 等の更新を対象としたものと認識しており、Windows OS の更新方式とは異なるものと考えております。そのため、Windows OS のアップデートについては、別途適切な手法で対応する想定で問題ないか、ご確認をご検討願います。	記載された仕様における要件の確認、および適切な実現方法の検討を行うために必要と考えます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・クライアントPCのOSは運用期間中、OSおよび利用するサービスがサポート対象外とならないように、Windows OSの大型アップデート(FU)に対応し、必要に応じてバージョンアップを行うこと。 ・Microsoft365 Appsは月次エンタープライズチャネルによる更新を行うこと。
38	別紙1_要件定義書	63	3.11情報システム稼働環境に関する事項(3)	「Windows OS のアップデートは、月次エンタープライズチャネルによる更新を行うこと。」と記載がありますが、これは、WindowsOSではなく、Microsoft 365 Apps for Enterpriseの記載と考えられるため、その旨の記載をお願いいたします。	WindowsOSには、月次エンタープライズチャネルという考えがなく、Microsoft 365 Apps for Enterpriseのことではないかと推察しています。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・クライアントPCのOSは運用期間中、OSおよび利用するサービスがサポート対象外とならないように、Windows OSの大型アップデート(FU)に対応し、必要に応じてバージョンアップを行うこと。 ・Microsoft365 Appsは月次エンタープライズチャネルによる更新を行うこと。
39	別紙1_要件定義書	63	3.11情報システム稼働環境に関する事項(4)	政府機関におけるゼロトラスト標準実装方針に則った、特定OSや特定クラウドサービスの標準機能に依存しない、ISMAPクラウドサービスリスト登録済みの独立したSASE/SWGソリューションによるトラフィック制御の必須要件化を要望いたします。	業務トラフィック全体の網羅的な可視化と制御の確実な実行、および将来的なマルチクラウド環境やGSS移行時におけるシームレスなセキュリティポリシー引き継ぎを担保するためです。GSS標準アーキテクチャへの移行を見据えた設計となります。	無	要件定義書3. 2 (2)「クラウドサービスの選定、利用に関する要件」に記載のとおり、ISMAP登録済みのサービスから選定することが前提となっているため、要件は修正いたしません。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
40	別紙1_要件定義書	64	3.11情報システム稼働環境に関する事項(4)	回線が調達範囲に含まれる場合、既存回線を利用できる事業者は対応の負担が比較的小さい一方で、新たに回線を導入・切替する事業者については、初期費用や工期、移行に伴う負担を考慮する必要があると考えられるため、以下等の方法をご検討願います。 ・回線を本調達の範囲から分離し、別調達とする ・既存回線の継続利用を前提とし、各提案者が同一条件で提案できるよう調達条件を統一する	各事業者が同一条件で検討・提案可能となり、公平な競争環境の確保につながるものと考えます。	無	本業務にて調達する回線は、現行の情報基盤システムとは異なる回線となり、現行事業者には有利な内容にはなっていないため、要件は修正いたしません。
41	別紙1_要件定義書	64	3.11情報システム稼働環境に関する事項 図表3-11-4	表で定義されている要求帯域は本部を200Mbps・その他施設を10Mbpsとして記載されています。2026～2033年(R15)まで今回RFIIに記載される環境を継続して利用するには、値が低く見えます。ビデオ会議やリアルタイムで大容量ファイルの保存が増えている中、こちらの要求帯域の記載を上げてください。もしくは運用途中での契約変更により必要に応じて増速する可能性についての記載をお願いします。	実際の各職員の事務作業としてのファイルの読み書きやビデオ会議等の頻度は、仕様書からは読み取れない為、要求帯域に近い回線でコストを安くし、入札で有利になるようにする応札者も発生し得ます。仕様書に記載される応答時間等だけでは入札者責任と言えない部分も多いため、求める帯域を上げることが望ましいと考えました。	無	本部以外の拠点は人数が極めて少なく、本部の回線の帯域は現行システムの実績に基づくものであるため、修正いたしません。
42	別紙1_要件定義書	65	3.11情報システム稼働環境に関する事項(4)イ②(イ)	『全伝送路・設備を完全に二重化すること』と記載がありますが、ISPバックボーンやアクセス回線を含む全設備を対象とした場合、実現可能な事業者が限定される可能性があります。特にNTT系回線のみでの冗長構成を許容いただけるのか、NTT系と電力系など異インフラによる冗長構成まで求めるのかを明確化いただけないでしょうか。	伝送路を完全に二重化という要件を明確にしたいと、確認させていただきます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・24 時間365 日の運用が可能であり、単一障害によるサービス影響を受けないように、INPIT本部のISPバックボーン及びアクセス回線の全伝送路・設備を完全に二重化すること。
43	別紙1_要件定義書	66	3.11情報システム稼働環境に関する事項(4)イ②(オ)	管理者アカウントおよび関連メールアドレスについては、セキュリティ確保の観点から、推測容易な命名を避けた標準的な命名規則の採用をご検討いただくことを提案します。	セキュリティベストプラクティスに沿った管理者アカウント運用とすることで、不正アクセスリスク低減につながるためです。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・ドメイン管理者用メールアドレスを新たに作成すること。また、メールアドレスの維持に必要なライセンスも準備すること。
44	別紙1_要件定義書	66	3.11情報システム稼働環境に関する事項(4)イ②(オ)	SaaSテナントの管理者アカウントについて、クラウドIDガバナンスのベストプラクティス(特権アカウント管理、命名規則、MFA必須化等)に沿った運用要件の採用を提案いたします。推測容易な命名を避けた標準的な命名規則の採用により、セキュリティリスクを低減できます。	フルSaaS環境では、クラウドID管理(Microsoft Entra ID等)のセキュリティベストプラクティスに沿った管理者アカウント運用が重要であり、ゼロトラスト原則に基づく要件整理が必要です。GSS標準のIDガバナンス要件との整合性も確保できます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・ドメイン管理者用メールアドレスを新たに作成すること。また、メールアドレスの維持に必要なライセンスも準備すること。 管理者アカウントの管理については、図表3-10-1 情報セキュリティ対策要件の「17g管理者権限の保護」を実現する運用方法についてご提案ください。
45	別紙1_要件定義書	67	3.11情報システム稼働環境に関する事項イ③(ア)	「セキュリティの強化及び帯域資源の有効利用のため、マルチキャストパケットの不要な複製と転送を抑制するため、IGMP パケット等の動作を観察しインタフェースへのフラッディングを最適化する機能を提供すること。」ですが、一般的にはL3SWで対応します。 ですが、今回はオンプレミス側にサーバがないことから、今回のシステム構成では必須ではないように思えます。	PCや複合機しかないことから、L3SWを導入した場合でも十分な効果が見込めないことから必須対応から削除いただけませんか？	無	L2スイッチでのIGMPスヌーピングに対応することを想定しているため、要件は修正いたしません。
46	別紙1_要件定義書	67	3.11情報システム稼働環境に関する事項 イ③(ウ)	「無線LAN 接続の認証において、WPA2、WPA2に準拠した～」に関して、WPA2が続いているため、誤字であれば「無線LAN接続の認証において、WPA2、WPA3に準拠した～」に修正いただきたい。	誤字の可能性があるので。	有	ご意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・無線LAN 接続の認証において、WPA2、WPA3 に準拠した EAP 及びIEEE802.1X のサブリカントとしての認証を行うこと。また、標準で用いる形式はセキュリティの強化を図るため EAP-TLS 方式とすること。
47	別紙1_要件定義書	67	3.11情報システム稼働環境に関する事項 イ③(ウ)	通信の暗号化にWPA3の記載は不要ではないでしょうか。	無線 LAN 接続の認証において、WPA2、WPA2 に準拠した EAP 及び IEEE802.1X のサブリカントとしての認証を行うこと。という仕様と相対しているように思います。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・無線LAN 接続の認証において、WPA2、WPA3に準拠した EAP及びIEEE802.1X のサブリカントとしての認証を行うこと。また、標準で用いる形式はセキュリティの強化を図るため EAP-TLS 方式とすること。
48	別紙1_要件定義書	68	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 イ③(ウ)	「無線LANアクセスポイントは、定期的に再起動を行えること。」に関して、再起動の仕様を満たしていればよいか。それとも運用等で対応する必要があるか。	定期的に再起動を行う場合は、運用作業として役務を想定する必要があるため。	無	無線LANアクセスポイントの定期的な再起動は運用作業の中で実施する内容となります。 なお、再起動の方法はスケジュールによる自動実行でも手動実行でもかまいません。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
49	別紙1_要件定義書	68	3.11 情報システム稼働環境に関する事項イ③(ウ)	無線APの台数について「なお、無線LAN サイトサーベイを実施する拠点については、実施結果を踏まえた数を設置すること。」とありますが、こちらの要件は削除いただけますでしょうか。	無線LANサイトサーベイ実施後に無線APの台数が変更されますと、ご提示した見積りと差異が生じる可能性があるため。	無	要件の修正を検討しましたが、無線LANアクセスポイントの設置にあたっては、電波の干渉を防ぎ、適切な個所に配置する必要があるため、要件は修正いたしません。 なお、調達時には情報・研修館執務室フロアレイアウトを閲覧可能とし、事前に台数の検討を可能とする予定です。
50	別紙1_要件定義書	69	3.11情報システム稼働環境に関する事項イ⑤(ア)	「公用スマートフォンは、公用スマートフォン調達で合わせて導入されているMDM サービス(CLOMO)を用いてアプリケーションのインストールを制限している。CLOMO で情報・研修館職員がインストールしたアプリケーションから、第3期情報基盤システムの共有ストレージサービス、グループウェアサービス、コミュニケーションサービスが利用できること。」と記載いただいています。 今回、スマートフォンは、CLOMOのMDM機能をIntuneでの管理に変更される予定であればその記載をお願いいたします。	IntuneのMDMに登録いただくことで、管理の一元化や、よりきめ細かい制御が可能となりますが反面、スマートフォンは再キッティング(工場出荷時に戻し、再設定が必要となる)	無	CLOMO/Intuneの連携機能を用いることを想定しているため、要件は修正いたしません。
51	別紙1_要件定義書	69	3.11情報システム稼働環境に関する事項イ⑤(ア)	公用スマートフォンおよび端末管理方式(MDM)については、対象端末範囲、必要機能(例:リモートワイプ、遠隔ロック、ログ取得等)、ならびに管理責任範囲を明確化いただくことを提案します。	MDMの構成および運用方式は、対象範囲と責任分界により大きく異なるためです。適切な役割分担を明確にすることで、実現性の高い提案が可能になります。	無	公用スマートフォンの端末管理は公用スマートフォン側の調達で対応する想定で、本調達の範囲外です。
52	別紙1_要件定義書	69	3.11情報システム稼働環境に関する事項イ⑤(ア)	公用スマートフォンのMDM管理について、SaaS型MDM (Microsoft Intune等)の利用を前提とした対象端末範囲、必要機能(リモートワイプ、遠隔ロック、ログ取得等)、および管理責任範囲の明確化を提案いたします。	フルSaaS環境ではクラウド型MDMの利用が前提となりますので、SaaSサービスの標準機能を基準とした要件整理が効率的です。GSS標準構成においてもIntune等のSaaS型MDMが推奨されており、整合性のある管理体制を構築できます。	無	公用スマートフォンの端末管理は公用スマートフォン側の調達で対応する想定で、本調達の範囲外です。
53	別紙1_要件定義書	69	3.11情報システム稼働環境に関する事項イ⑤(イ)	「・アクセスログを保存すること。 ・アクセス状況を管理画面から担当職員が確認できることが望ましい。」 上記は、スマートフォンからのアクセスログやアクセス履歴が確認できればよいという解釈の記載をお願いいたします。	アクセスログ、アクセス状況を明確にさせていただきたいです。	無	スマートフォンからのアクセスログやアクセス履歴が確認できればよい、という認識のとおりです。
54	別紙1_要件定義書	71	3.13移行に関する事項	移行開始から、発生しうる問い合わせ、障害、セキュリティインシデントに対応する体制の確保が必要と思われるので要件追記をご検討ください。	移行体制に関する要件が見受けられず、移行からリリースまでの間においても問い合わせやインシデント対応及びシステム障害対応が必要となるため、確認させていただきます。	有	移行時におけるご記載の体制について、設計・構築チームで実施することを想定しています。 意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・調達仕様書の「図表 5-1-1 本業務における組織等の体制と役割」の「設計・構築チーム」体制について、「情報基盤システムの設計・構築・移行」を担う。
55	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3) データ移行	移行対象データに、以下のような特殊ファイルが含まれる想定はございますでしょうか。 以下のデータが含まれる場合、移行ツールの仕様上、移行対象外または個別確認対象となる可能性があるため、移行対象範囲および除外条件を事前に確認させていただきます。 ・Accessファイル ・システムファイル/テンポラリーファイル ・ショートカットファイル ・メールデータ ・隠しファイル / アプリケーションの構成ファイル ・特殊ファイル名 ¥(バックスラッシュ)、/(スラッシュ)、“(二重引用符)、<(小なり)、>(大なり)、*(アスタリスク) 先頭や末尾に「スペース」が含まれるもの . や .. のみの名前 旧字体や一部の絵文字	移行対象に制限対象データが含まれる場合、移行エラー、利用者影響、移行後の動作不備が発生するため、移行前の分析、リネーム、除外条件を明確化する必要があるため、確認させていただきます。	無	移行対象データに、ご記載の特殊ファイルは含まれません。 なお、共有ストレージ、個人用デスクトップ領域データには含まれる場合がございます。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
56	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3)データ移行	Boxはエディションにより1ファイルあたりのアップロード上限が異なるため、移行対象データに上限を超過するファイルが含まれる場合は、移行方法または除外条件の検討が必要となります。 また、移行対象データ量、移行期間、移行ツールの仕様等により、単一の作業用ユーザーではユーザー単位の利用上限に達する可能性があります。 つきましては、必要に応じて複数の作業用ユーザーを利用し、移行処理を分散して実施する方式を許容いただけますでしょうか。	移行対象ファイルのサイズや移行処理量が利用上限を超過した場合、移行エラーや移行期間の長期化が発生する可能性があります。複数の作業用ユーザーを利用して移行処理を分散できる前提を確認することで、移行期間、移行可否、移行方式を適切に検討するため、確認させていただきます。	無	要件の修正を検討しましたが、仕様どおり職員で対応する予定であるため、修正いたしません。 なお、ご提案を妨げるものではございません。
57	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3)データ移行	3.13移行に関する事項(3)データ移行	Box上のフォルダー設計、移行方式、移行期間、移行可否、移行時のエラーリスクを判断するため、移行元データの規模および構造を事前に確認する必要があります。	無	以下とおり回答いたします。 共有ストレージ フォルダー数:383,179 ファイル数:1,569,973 総容量 1.2TB程度 フォルダー階層:不明 1フォルダあたりの最大ファイル数:不明 1ファイルあたりの最大容量:不明 Windowsファイルサーバを利用
58	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3)データ移行	Box Shuttleを利用してファイルサーバーから移行する場合、Boxへのデータ転送のため外部通信が必要となります。 現行の移行元環境または移行実行環境から、インターネットへの通信は可能でしょうか。 また、通常時にインターネット通信が制限されている場合、移行期間中に必要な通信先への一時的な通信許可設定を行うことは可能でしょうか。	Box Shuttle等の移行ツールを利用するには、移行実行環境からBox関連サービスへ通信できることが前提となります。外部通信の可否は、移行方式、移行期間、移行可否に影響するため、事前に確認する必要があります。	無	現行の移行元環境または移行実行環境から、インターネットへの通信は可能です。通信先により制限された場合は許可設定が可能です。
59	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3)データ移行	Box Shuttleを利用してファイルサーバーから移行する場合、Boxへのデータ移行時に外部通信が必要となります。 つきましては、現行の移行元環境からインターネットへの通信は可能でしょうか。 また、インターネットへの通信が不可の場合、一時的な許可設定への変更は可能でしょうか。	Box Shuttle等の移行ツールの利用可否に関わるため、確認させていただきます。	無	現行の移行元環境または移行実行環境から、インターネットへの通信は可能です。通信先により制限された場合は許可設定が可能です。
60	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3)データ移行	3.13移行に関する事項(3)データ移行	プロキシやSSL復号、Webフィルタ、ファイアウォール等の通信制限がある場合、Box Shuttle等の移行ツールが正常に通信できない可能性があります。移行ツールの利用可否および必要な通信許可設定を検討するため、事前に確認する必要があります。	無	ご記載の通信制限を行う構成となっております。
61	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3)データ移行	3.13移行に関する事項(3)データ移行	Box Shuttle等の移行ツールを利用するには、Box関連サービスへの通信が許可されている必要があります。必要なFQDN/ポートの許可可否は、移行ツールの利用可否およびネットワーク変更要否に影響するため、事前に確認する必要があります。	無	必要となるFQDNやポート情報が提示された場合は、内容を確認のうえ、現行運用への影響範囲・リスクを踏まえ、通信許可設定の対応可否を検討いたします。
62	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3)データ移行	3.13移行に関する事項(3)データ移行	移行元環境へ直接Box Shuttle Windows Agentを導入できない場合、移行元データへアクセス可能な移行用WindowsサーバーまたはPCを別途用意し、当該端末にBox Shuttle Windows AgentをインストールしてBoxへ移行する構成を許容いただくことは可能でしょうか。	無	意見を踏まえて検討しましたが、移行作業はINPIT職員で実施するため、別途用意するWindowsサーバや端末からアクセスする構成は許容いたしません。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
63	別紙1_要件定義書	72	3.13移行に関する事項(3) データ移行	Boxへの移行時にネットワーク設定変更、通信許可申請、プロキシ設定変更、ファイアウォール設定変更等が必要となる場合、当該申請および設定変更はお客様側でご対応可能でしょうか。 また、申請から反映までに必要な期間や制約事項があればご教示いただけますでしょうか。	ネットワーク設定変更が必要となる場合、申請手続きや反映までの期間が移行スケジュールに影響する可能性があります。移行期間、移行方式、事前準備内容を検討するため、事前に確認する必要があります。	無	現時点では次期システムの詳細構成が確定していないため、必要な設定変更内容を特定することはできませんが、一般的には以下のような対応が発生する可能性があるかと想定しています。 ・BoxおよびBox Shuttleが利用するFQDN／ポートへの通信許可設定 ・プロキシサーバ利用環境におけるプロキシ設定の追加・変更 ・ファイアウォールにおける通信許可ルールの追加・変更 ・Box Shuttle実行端末から移行元ファイルサーバへのアクセス設定の確認 ・セキュリティポリシーや通信経路に応じたネットワーク設定の調整 ・Box Shuttle Windows Agent利用時の端末設定の確認および調整 これらの対応が必要となった場合は、現行運用の変更管理プロセスに従い、設定内容および影響範囲を確認のうえ、対応可否を検討させていただきます。また、依頼から反映までに必要な期間につきましては、変更内容や影響範囲に応じて変動するため、現時点ではお伝えすることが難しい状況となります。
64	別紙1_要件定義書	73	3.13移行に関する事項(3) データ移行	共有ストレージおよびデータレスPCの個人用デスクトップ領域データについて、「職員がオンラインで移行する」と記載されています。 今回移行ツールとして想定しているBox Shuttleは、移行元データの分析、移行シミュレーション、移行実行、移行結果レポート出力、差分同期を行うBox公式の移行機能です。 つきましては、職員による手動移行ではなく、Box Shuttle等の移行ツールを用いた移行、移行結果確認、差分同期を前提とする方式へ変更いただくことは可能でしょうか。	手動アップロードでは、移行漏れ、重複、上書き、権限不整合、移行結果の証跡不足が発生する可能性があります。Box Shuttle等の移行ツールを利用することで、移行前分析、シミュレーション、移行結果レポート、差分同期を活用でき、移行品質、証跡、切替時の安全性を確保しやすくなるためです。	無	要件の修正を検討しましたが、仕様どおり職員で対応する予定であるため、修正いたしません。 なお、ご提案を妨げるものではございません。
65	別紙1_要件定義書	73	3.13移行に関する事項(4) クラウドサービス引継ぎ	「現行情報基盤システムでは、日本マイクロソフト社 Microsoft 365 E3(令和8 年2 月時点のプラン)に含まれる「Microsoft Purview Information Protection」を利用して、ファイルサーバ内ファイルの暗号化を行っていたが、第3期情報基盤システムはファイルの定期暗号化を実施しない予定である。ただし、バックアップ中の暗号化されたファイルを復号する必要がある場合に備え、ファイルの復号は実現できること。」とあります。 これは、Active Directory Rights Management Servicesの記載ととらえますが、もしその場合は記載の修正をお願いいたします。	(6)にオンプレサーバのクラウド移行に、ファイル復号サービスが記載されています。Purview Information Protectionの場合は、オンプレミス側に移行するサーバが存在しないことから確認させてください。	無	現行ではMicrosoft Information Protectionを用いており、暗号化に関する管理情報はクラウド上に配置されています。 そのため、要件は修正いたしません。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
66	別紙1_要件定義書	73	3.13移行に関する事項(4)クラウドサービス引継ぎ	移行・構築作業に必要な既存テナントへのアクセス権限および、構築期間中に必要となるライセンスの取り扱いについて、前提条件を明示いただくことを提案します。	次期事業者による設定変更や移行作業の実施可否は、アクセス権限およびライセンス提供方針に依存するためです。公平かつ円滑な移行計画策定のため、明確化が必要と考えます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 (4) クラウドサービス引継ぎ ・現行情報基盤システムで利用している日本マイクロソフト社Microsoft 365 E3(令和8年2月時点のプラン)に含まれるサービスを第3期情報基盤システムにおいても継続して導入する際は、現行情報基盤システム運用・保守事業者からテナント管理の引継ぎ計画を「業務・システム引継ぎ計画」に含め、テナント管理の切替えを実施すること。 ・現行情報基盤システムでは、日本マイクロソフト社Microsoft 365 E3(令和8年2月時点のプラン)に含まれる「Microsoft Purview Information Protection」を利用して、ファイルサーバ内ファイルの暗号化を行っていたが、第3期情報基盤システムはファイルの定期暗号化を実施しない予定である。ただし、バックアップ中の暗号化されたファイルを復号する必要がある場合に備え、ファイルの復号は実現できること。その際、第3期情報基盤システムにおいては、現行情報基盤システム運用・保守事業者から復号に必要な鍵、設定情報等の情報を引き継ぐ計画を「業務・システム引継ぎ計画」に含め、復号機能の移行を実施すること。 ・移行・構築作業期間中に既存テナントへのアクセス権限が必要となる場合には、最低でも作業開始1か月前までに必要な作業内容および期間を情報・研修館に提示し、合意した上で作業を実施すること。 ・構築期間中に必要となるライセンスについては、請負事業者の責務にて調達を行うこと。
67	別紙1_要件定義書	73	3.13移行に関する事項(4)クラウドサービス引継ぎ	SaaSテナント移行に必要な既存テナントへの管理者権限の付与時期・範囲、および移行期間中のライセンス(新旧並行稼働期間のライセンス重複等)の取り扱いについて、前提条件を明示いただくことを提案いたします。	SaaS環境の移行では、テナント間のデータ移行、設定移行、並行稼働期間のライセンス費用が重要な検討事項となります。GSS移行を見据えた移行計画の策定により、将来的な再移行コストを抑制できます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を追加いたします。 ・移行・構築作業期間中に既存テナントへのアクセス権限が必要となる場合には、最低でも作業開始1か月前までに必要な作業内容および期間を情報・研修館に提示し、合意した上で作業を実施すること。 ・構築期間中に必要となるライセンスについては、請負事業者の責務にて調達を行うこと。
68	別紙1_要件定義書	75	3.14引継ぎに関する事項	項番2「・バックアップ保存対象データ 図表3-9-3 項番1, 2, 3, 5, 6」とありますが、図表3-9-3の内容がRFI時から変更されているため、バックアップ保存対象データで指定している項番も変更が必要ではないでしょうか。	引継ぎの要件を明確にするための確認となります。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・バックアップ保存対象データ 図表3-9-3 項番1, 2, 4, 5, 6
69	別紙1_要件定義書	79	3.16運用に関する事項 図表3-16-1	運用管理・監視の目標値として24時間365日対応が求められる場合は、想定される運用形態(顧客内対応、外部委託、共同運用等)および監視対象範囲を明確化いただくことを提案します。	24時間365日体制の有無により、必要な体制・運用方法・費用が大きく変動するためです。要件水準が明確になることで、適切な監視・運用モデルを提示しやすくなります。	無	24時間365日、運用要員の対応が必要な運用については、別紙3運用保守作業項目一覧に記載の通り、緊急性の高いものに限定しているため、要件は変更いたしません。
70	別紙1_要件定義書	79	3.16運用に関する事項 図表3-16-1	フルSaaS環境における24時間365日監視について、SaaSベンダー側の監視・アラート機能を活用した上で、利用者側で対応が必要な監視範囲(セキュリティインシデント、利用状況等)を明確化いただくことを提案いたします。	SaaS基盤の可用性監視はベンダー側で実施されますので、利用者側の監視責任範囲を明確にすることで、適切な運用体制・費用を設計できます。GSS標準運用モデルにおいても同様の責任分界が採用されております。	無	別紙3運用保守作業項目一覧において、システムによる監視とその後の障害対応等を分離して記載していることから、要件は修正いたしません。
71	別紙1_要件定義書	79	3.16運用に関する事項(3)運用管理・監視等要件	作業時間について、19:15まで運用の対応が必要とのことで、体制が必要な時間をご記載いただきたい。	運用要員数の算定にあたり、サービス提供時間が重要な前提条件となるため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・情報・研修館運用管理者からの問い合わせ、依頼申請等の受付時間及び作業時間は、原則開館日の9時00分～17時00分とするが、障害発生等の緊急時や業務に多大な影響を及ぼす作業についてはこの限りではない。詳細は別紙3運用保守作業項目一覧を参照すること。
72	別紙1_要件定義書	83	3.17保守に関する事項(3)運用・保守実績の評価と改善	フルSaaS環境におけるインシデント検知時の「30分以内の連絡」について、SaaSの標準監視機能による「自動通知(メール・Teams通知等)」での一次連絡要件充足の許容確認を提案いたします。	フルSaaS環境では、クラウドサービスの標準アラート機能を活用した自動通知が一般的であり、過剰な人的監視体制の必須化に伴う費用高騰を防止し、費用対効果の高い調達を実現するためです。GSS標準運用モデルにおいても自動通知による一次連絡が採用されております。	無	別紙3運用保守作業項目一覧において、システムによる監視を許容していることから、左記の通知方法で問題ありません。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
73	別紙1_要件定義書	83	3.17保守に関する事項(4)ドキュメントの保守	「設計・開発関連ドキュメント及び運用・保守関連ドキュメントが、請負事業者の契約期間において、最新の状態であるよう維持・更新等を行う。」と記載いただいておりますが、これは、Microsoft 365のパラメータについて、Microsoft 365側での仕様変更(パラメータの増減、表示されるメニュー項目や画面構成の変更など)を含めれば記載をお願いいたします。	Microsoft 365のメニューやパラメータの変更は日々発生しており、これを日々追従するためには多額のコストがかかります。しかしながら、その作業によるお客様のメリットは少ないと思います。そのため、Microsoft 365 については、設計変更が発生した場合にのみドキュメントを修正するように変更いただければいいのでしょうか？	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・設計・開発関連ドキュメント及び運用・保守関連ドキュメントが、請負事業者の契約期間において、最新の状態であるよう維持・更新等を行うこと。ただし、クラウドサービスの更新などに伴うパラメータの追加や規定値の変更については、独自設定や設計変更が必要な範囲についてのみ、修正を行うこと。
74	別紙1_要件定義書	-	3.Xファイル共有基盤	フルSaaS環境における政府共通のファイル共有基盤(Box等)の活用を前提とした、受信者側でのアカウント登録を要しないファイル共有方式(セキュアリンク等)の明記、およびクラウドストレージ連携を前提とした要件化を提案いたします。	GSS標準アーキテクチャに準じたセキュアかつ利便性の高いファイル授受の実現、およびベンダー独自のPPAP対策ツール導入による運用サイロ化を防止するためです。Box等の政府共通基盤を活用することで、GSS移行後も継続利用が可能となります。	無	共有ストレージサービスの要件において、外部とのファイル授受を想定している旨を記載しているため、要件は修正いたしません。
75	別紙2_提供サービス・機能一覧	87	1.認証基盤サービス	「(2) ディレクトリのオブジェクトの対象は、全てのユーザ、デバイス、グループとし、一元管理すること。」 上記のMicrosoft Entra IDのオブジェクトは他のシステムと同期前提でしょうか？	「一元管理すること」について、他のシステムと同期する前提であれば同期するシステムについての確認が必要となるため、確認させていただきます。	無	ユーザー、グループ、デバイス等のEntra IDディレクトリオブジェクトを一元管理のマスター情報として利用し、共有ファイルサービスや別調達の「Kintone」、「workhub(オフィス向けコネクティブプラットフォーム)」との連携を前提としております。
76	別紙2_提供サービス・機能一覧	87	1.認証基盤サービス	「(3) ユーザ及びグループごとの個別のセキュリティポリシーの設定が行えること。」 上記の「セキュリティポリシー」は具体的にはどのようなポリシーを想定していますでしょうか？	Microsoft Entra IDとしては、条件付きアクセスポリシーを想定しております。「セキュリティポリシー」は製品や機能ごとに存在しており、Microsoft Entra IDの範疇として確認させていただきます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・Microsoft Entra IDの条件付きアクセス及びグループベースポリシー機能により、ユーザ及びグループ単位で多要素認証、アクセス制御、認証方式制御等の個別セキュリティポリシーの設定が行えること。
77	別紙2_提供サービス・機能一覧	87	1.認証基盤サービス	「(7) アクセス権限と認証登録の権限レベルは、多層化できること。」 上記の権限レベルの多層化とは具体的にはどのような多層化を想定していますでしょうか？	権限レベルの多層化についてイメージできていないため、確認させていただきます。	有	業務に応じて複数段階の権限レベルに分けて設定できることを想定しています。 意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・業務に応じて複数段階の権限レベルに分けて設定できること。
78	別紙2_提供サービス・機能一覧	87	1.認証基盤サービス	「(9) 一定回数認証失敗時には、ユーザ ID を一時的に使用禁止にし、担当職員に警告メッセージを通知できること。」 上記のライセンスはMicrosoft 365 E5でよろしいでしょうか。	通知については、Microsoft Entra ID 保護機能により実現可能ですが、Entra ID P2ライセンスが必要となるため、確認させていただきます。	有	実現可能な構成及びライセンスは提案に委ねます。 なお、該当箇所について意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・一定回数認証失敗時には、ユーザ ID を一時的に使用禁止にし、利用者に対し警告メッセージを表示できること。また、運用管理者に対し通知できることが望ましい。
79	別紙2_提供サービス・機能一覧	87	1.認証基盤サービス	「(10) PKI 技術に基づく認証ができること。」と記載いただいておりますが、これは、証明書を利用することではなく、認証に、公開鍵、秘密鍵認証方式を利用するという認識となります。こちらについて具体的な記載をお願いいたします。	他の項目(Intuneの条件付きアクセスや、生体認証や、フィッシング耐性認証等)を考慮すると、証明書による認証は必ずしも必須とは考えられません。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 (10) 電子証明書に基づく認証が可能であること。
80	別紙2_提供サービス・機能一覧	87	1.認証基盤サービス	「・シングルサインオン技術を活用して、利用者がクラウドサービスを含む各サービスを利用する際に認証を意識せず利用可能なこと。(2) クラウドサービスを使用し実現するサービスにおいて、認証情報を秘匿した状態でのみ連携が行える場合、シングルサインオン技術を利用すること。」 上記のシングルサインオンの対象となるクラウドサービスをご提示ください。	Entra IDとシングルサインオンするクラウドサービスを把握したく、確認させていただきます。	有	シングルサインオンの対象となるクラウドサービスとしては、共有ストレージサービス、別調達予定の「Kintone」、「workhub(オフィス向けコネクティブプラットフォーム)」がございます。
81	別紙2_提供サービス・機能一覧	88	1.認証基盤サービス	「・統合ID管理機能を提供すること。」 上記の統合ID管理機能とは具体的にはどのような機能を想定されていますでしょうか。	別途「本システムに必要なディレクトリサービス機能を提供すること。」との記載もあり、「統合 ID 管理機能を提供すること。」についても、Microsoft Entra IDを想定されているのかを確認させていただきます。	無	Microsoft Entra IDを想定しています。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
82	別紙2_提供サービス・機能一覧	88	1.認証基盤サービス	「(1) 第3期情報基盤システムで情報を登録、削除、有効化、無効化した場合、自動的に連携するディレクトリシステムに同一情報が更新されること」と記載いただいておりますが、EntraIDと連携するディレクトリシステムのご想定がある場合その記載をお願いいたします。狭義の意味ではEntraIDはディレクトリ形式ではない為、もしEntra IDの事を示す場合はディレクトリーサービスから認証サービス等の記載への変更をお願いいたします。	今回のシステム構成では、Entra IDと連携するディレクトリシステムが想定できないため、確認させてください。	有	意見を踏まえ、以下の要件は削除いたします。 (1) 第3期情報基盤システムで情報を登録、削除、有効化、無効化した場合、自動的に連携するディレクトリシステムに同一情報が更新されること。
83	別紙2_提供サービス・機能一覧	88	1.認証基盤サービス	「(1) 第3期情報基盤システムで情報を登録、削除、有効化、無効化した場合、自動的に連携するディレクトリシステムに同一情報が更新されること。」 自動的に連携するディレクトリシステム”がMicrosoft Entra IDとは別に存在しますでしょうか。	Microsoft Entra IDがディレクトリシステムのマスタとなるのか、別にディレクトリシステムのマスタが存在しているかをご教示いただきたいです。また、Microsoft Entra IDへのユーザーやグループの改廃は、CSVファイル等による連携を想定しているかの確認が必要となるため、確認させていただきます。	有	Microsoft Entra IDのみがディレクトリシステムとなります。
84	別紙2_提供サービス・機能一覧	88	2.クライアントPC サービス	「初期配布するPC の梱包箱を廃棄すること。」の要件が追加されていますが、ネットワーク機器やサーバ等の梱包箱、梱包材も廃棄が必要でしょうか。	作業役務詳細の確認となります。	無	ご認識のとおりです。
85	別紙2_提供サービス・機能一覧	88	2.クライアントPC サービス	「PC 配備で自動化する対象は、BIOS 等のファームウェア、OS、共通で導入するアプリケーション、端末認証・通信認証に用いる証明書等のセキュリティ設定とする。これらについて、パッチ適用、バージョンアップ、証明書の発行・更新等の変更が行われた場合に、利用端末において最新の状態が自動的に反映されること。」とありますが、自動化する対象から証明書を削除いただけますでしょうか。	PCキッティング時に証明書等をセットアップするために有線接続など手動での作業が必要となる可能性があるため。	無	「やむを得ない理由により、利用者による一部操作を伴う運用、またはマニュアルの配布等による対応が生じる場合であっても、当該操作・対応は必要最小限にとどめるものとし、全体として自動化された配備運用が維持されること」と記載のとおり、「やむを得ない理由がある場合は一部操作を伴う運用」を許容しております。
86	別紙2_提供サービス・機能一覧	88	2.クライアントPC サービス	端末展開方式について、自動展開方式の採用有無および許容される手動作業の範囲を明確化いただくことを提案します。	端末展開の自動化レベルにより、展開工数および運用効率が大きく変動するためです。展開方針を整理いただくことで、最適な端末配備モデルを提案しやすくなります。	無	「やむを得ない理由により、利用者による一部操作を伴う運用、またはマニュアルの配布等による対応が生じる場合であっても、当該操作・対応は必要最小限にとどめるものとし、全体として自動化された配備運用が維持されること」と記載のとおり、「やむを得ない理由がある場合は一部操作を伴う運用」を許容しております。
87	別紙2_提供サービス・機能一覧	88	2.クライアントPC サービス	SaaS環境における端末展開について、クラウド型プロビジョニング (Windows Autopilot、Apple DEP等) の採用を前提とした展開方式・許容される手動作業の範囲を明確化いただくことを提案いたします。	フルSaaS環境では、クラウドベースの自動展開が標準的であり、この前提での展開計画策定が必要となります。GSS標準構成においてもAutopilot等のクラウド型プロビジョニングが推奨されております。	無	「やむを得ない理由により、利用者による一部操作を伴う運用、またはマニュアルの配布等による対応が生じる場合であっても、当該操作・対応は必要最小限にとどめるものとし、全体として自動化された配備運用が維持されること」と記載のとおり、「やむを得ない理由がある場合は一部操作を伴う運用」を許容しております。
88	別紙2_提供サービス・機能一覧	89	2.クライアントPC サービス表No.6	「質量1.0kg以下」の要件は、13.3～14インチ・ノングレア・所定のインターフェースを同時に満たそうとすると、対応可能な製品が一部の超軽量モデルに限定される恐れがあります。実運用上、1.2kg程度までの機種でも携行性に大きな支障はないことから、質量要件を「1.2kg以下」程度へ緩和することをご検討願います。併せて、ディスプレイサイズの下限を「12.5インチ以上」等へ広げることについてもご検討願います。	幅広い製品の検討・提案が可能となり、公平な競争環境の確保につながるものと考えます。	無	要件の修正を検討しましたが、職員アンケート等を踏まえた要件であるため、修正いたしません。
89	別紙2_提供サービス・機能一覧	89	2.クライアントPCサービス表No.6	クライアントPCの要求仕様における下記項目について、必須条件の緩和(または推奨条件化)をご検討いただきたい。 ・質量: 1.0kg以下→1.1kg以下 ・USB端子: Type-A 2個以上→1個以上	市場に流通する法人向けモバイルPCの実態を踏まえ、調達可能な製品の選択肢拡大及び競争性確保を図るため。	無	要件の修正を検討しましたが、職員アンケート等を踏まえた要件であるため、修正いたしません。
90	別紙2_提供サービス・機能一覧	89	2.クライアントPC サービス表No.12	オーディオの「CITA規格準拠」の記載については、「CTIA規格」の誤記と思われますので、ご確認および適宜修正をご検討願います。	記載された仕様における正確な要件の確認、および今後の円滑な対応のために必要と考えます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 No.12 オーディオ マイク内蔵、スピーカ内蔵、直径3.5mm4 極ミニプラグ (CTIA規格準拠) 対応
91	別紙2_提供サービス・機能一覧	89	2.クライアントPCサービス表No.17	「項番17 バッテリー駆動時間(動画再生時/JEITAVer.3.0) 7.0時間以上」 上記の文言を以下のように要件緩和をお願いします。 「項番17 バッテリー駆動時間(動画再生時/JEITAVer.3.0) 6.7時間以上」	緩和いただくことで、候補製品と保守の選択肢を広げることが可能となります。	無	要件の修正を検討しましたが、職員アンケート等を踏まえた要件であるため、修正いたしません。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
92	別紙2_提供サービス・機能一覧	91	4.共有ストレージサービス	「クラウドサービスとしてインターネットからアクセス可能な共有ストレージサービスを提供すること。その際、ファイルおよびファイルの暗号化に用いる鍵データは、国内のデータセンターに管理すること。」の要件に対して ISMAPに準拠したサービスであり、コンテンツ自体は日本国内リージョン指定が可能であれば、アプリケーション上の処理は日本外で実施しているサービスでも問題ないと理解して問題ないでしょうか。	他の官公庁様の調達において鍵管理は適切に保持し、コンテンツは日本国内に保管することを必須とされているケースが多いため、鍵データではなく、コンテンツを日本リージョン指定とすれば問題ないかの確認となります。	有	ご認識のとおり、ISMAPに準拠したサービスであり、鍵管理が適切に行われていれば問題ありません。 意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・クラウドサービスとしてインターネットからアクセス可能な共有ストレージサービスを提供すること。その際、ファイルは国内のデータセンターで管理すること。
93	別紙2_提供サービス・機能一覧	91	4.共有ストレージサービス	共有ストレージにて外部と資料をやり取りする際に共有リンクを発行させる場合は、共有リンクにパスワードを強制的に付与させえる機能を持たせること。	オンライン共有ストレージで外部と資料をやり取りする際にパスワードの発行漏れが情報流出の原因となります。 強制付加のご検討をお願いします。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・共有ストレージサービスを用いて外部と資料をやり取りする際には、ダウンロードや共有のためのリンクに対しパスワードを強制的に付与する機能を持たせること。
94	別紙2_提供サービス・機能一覧	91	4.共有ストレージ	ファイルの暗号化に用いる鍵データを国内データセンター管理とする場合、Box KeySafeを利用し、AWS KMSまたはGoogle Cloud KMSと連携して暗号鍵を管理する構成が必要となります。 AWS KMSまたはGoogle Cloud KMSを利用すること、および鍵管理に必要なクラウド環境・運用体制をお客様側で準備することは可能でしょうか。 また、AWS KMSまたはGoogle Cloud KMSの利用が不可の場合、ファイルの暗号化に用いる鍵データはBoxが管理する標準暗号鍵により管理されるため、当該管理方式を許容いただくことは可能でしょうか。	AWS KMSまたはGoogle Cloud KMSを利用できない場合、Box KeySafeによる顧客管理鍵構成を採用できず、ファイルの暗号化に用いる鍵データはBox管理の標準暗号鍵により管理されることになります。その場合、暗号鍵を国内データセンターで顧客管理する要件を満たせない可能性があるため、要件充足方法または要件緩和の可否を確認させていただきます。	有	ご認識のとおり、ISMAPに準拠したサービスであり、鍵管理が適切に行われていれば問題ありません。 意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・クラウドサービスとしてインターネットからアクセス可能な共有ストレージサービスを提供すること。その際、ファイルは国内のデータセンターで管理すること。
95	別紙2_提供サービス・機能一覧	92	4.共有ストレージサービス	「暗号鍵をクラウドサービス上で適切に管理し、第三者による復号を不可とすること。」は「クラウドサービスに保管したコンテンツは暗号鍵で適切に保護を行うこと。なお、保護を行う暗号鍵はクラウドサービス上で適切に保管し、第三者による復号を不可とすること。」という表現が一般的に見受けられるため、解釈としてはこの内容で問題ないでしょうか。	要件の確認となります。	無	ご認識のとおりです。
96	別紙2_提供サービス・機能一覧	92	4.共有ストレージサービス	一般的に共有ストレージとして利用される際に要求される機能として以下の機能を要求されるケースが多いため、要件への追加をご提案いたします。 ・提案するクラウドサービスで利用できる機能(オプション製品含む)の概要説明を行い、実装可否については当館と協議の上、決定すること。 ・共有ストレージサービス上に保存するファイルに対して年限保管が行える機能を有すること。年限保管についてはポリシーの設定が可能であり、複数種類の設計及び設定が可能であること。 ・共有ストレージサービス上に保存するファイルに対して、フォルダ・ユーザのアクセス権限の設定に加え、ファイル単位での分類ラベルの付与並びに分類ラベルごとでアクセス制御が可能であり用途に応じた設定が可能であること。	設計・設定作業を実施する上で必要機能に関する要件の明確化のため。	有	意見を踏まえ、要件を追加いたします。 ・共有ストレージサービス上に保存するファイルに対して年限保管が行える機能を有すること。年限保管についてはポリシーの設定が可能であり、複数種類の設計及び設定が可能であること。 ・共有ストレージサービス上に保存するファイルに対して、フォルダ・ユーザのアクセス権限の設定に加え、ファイル単位での分類ラベルの付与並びに分類ラベルごとでアクセス制御が可能であり用途に応じた設定が可能であること。
97	別紙2_提供サービス・機能一覧	93	5.1電子掲示板機能・社内ポータルサイト	「電子掲示板の掲示文書ごとに、掲載開始日、掲載終了日を入力することで、掲示期間を設定できること。」対象要件については、SharePoint Onlineでは提供できず、サードパーティ製の製品の導入が必要になるため、要件の削除をご検討ください。	対象要件を満たす、サードパーティ製の製品ではISMAP未登録となるため、製品選定の全体方針上、本要件を充足させることは難しいと判断したためです。	無	本要件については、現行のM365テナント上のSharePoint Onlineにて実現できている内容であるため、要件は修正いたしません。
98	別紙2_提供サービス・機能一覧	93	5.2スケジュール管理機能	「予約ができる施設について、任意のカテゴリに設定できること。」と記載していただいておりますが、これは会議室の一覧でカテゴリ(例:場所など)が表示される想定である場合、その記載をお願いいたします。	機能実現イメージのすり合わせが必要なため確認させていただきます。	有	意見を踏まえ、以下の要件を削除いたします。 ・予約ができる施設について、任意のカテゴリに設定できること。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
99	別紙2_提供サービス・機能一覧	94	6.コミュニケーションサービス	アドレス帳機能について、階層型アドレス帳(HAB)のみに限定せず、グローバルアドレス帳(GAL)、アドレス一覧、ディレクトリ検索等による実現も選択可能としていただきたい。	参照箇所では「メールサーバは Exchange Online、メーラは Outlook の使用を想定している。」とされており、Microsoft の製品ロードマップにおいて Outlook(New)の利用拡大が見込まれることから、特定のアドレス帳方式に限定しない要件としていただくことで、将来的なクライアント環境の選択肢確保および運用の柔軟性向上につながるものと考えます。	無	要件は修正いたしません、ご提案を妨げるものではございません。
100	別紙2_提供サービス・機能一覧	95	6.1メール機能(2)セキュリティ要件	(仕様緩和案) ・S/MIME 形式に対応し、S/MIME 署名付きメールの受信および署名された本文・添付ファイルの内容を正しく表示できることが望ましい。 (仕様緩和案) ・公開CAで発行された電子署名について、警告なく検証できることが望ましい。 (仕様緩和案) ・また、館外からのメールについては、原則本文をプレーンテキストに変換できることが望ましい。 ただし、S/MIME署名付きメール等、電子署名の検証を必要とするメールについては変換対象外とすること。 上記3点について、必須要件とした場合、提案可能な製品・サービスが限定される可能性があります。調達における競争性を確保し、幅広い製品・サービスの提案を可能とするため、必須ではなく望ましい要件への緩和をお願いしたい次第です。 またこちらについて現行システムにおいて要件になかったですが、今回記載された理由はございますでしょうか。	－	有	1つ目・2つ目の意見について、メールセキュリティサービスに対して求める要件でないことがわかるようにするため、以下に修正します。 ・S/MIME形式に対応し、S/MIME署名付きメールの受信および署名された本文・添付ファイルの内容を正しく表示できること。なお、本要件はメールセキュリティサービスに対して求めるものではない。 ・公開CAで発行された電子署名について、警告なく検証できること。なお、本要件はメールセキュリティサービスに対して求めるものではない。 3つ目の意見について、要件を新たに追加した理由は、現行システムにおいて、表示できない署名付きメールがあり、対応に苦慮していることからです。 要件の緩和を検討しましたが、必須の要件であるため、緩和はいたしません。 なお、以下のように要件を修正いたします。 ・館外からのメールについては、原則本文をプレーンテキストに変換できること。ただし、S/MIME署名付きメール等、電子署名の検証を必要とするメールについては変換対象外とすること。なお、本要件はメールセキュリティサービスに対して求めるものではない。
101	別紙2_提供サービス・機能一覧	97	7.複合機等サービス	「J」の3つ目の次に下記文言の追記をお願いいたします。 ■利用状況レポートの提出 利用状況を把握するため、利用状況レポートを3か月ごとに提出すること。 イ) モード別(カラー・モノクロ)の出力状況 ロ) サービス別(コピー・プリント)の出力状況 ハ) 機械別の出力状況(モード別・サービス別) ニ) 両面出力状況 ホ) 集約出力状況 ヘ) スキャン使用状況 ト) 機械別の稼働率 チ) 用紙サイズ	今回契約からログ収集の要件がなくなりますが、仕様に記載いただければ、利用状況レポートのご提供が可能です。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件ではないため修正いたしません。
102	別紙2_提供サービス・機能一覧	97	7.複合機等サービス	「J」の7つ目の次に下記文言の追記をお願いいたします。 ・複合機の安全性および機能の最適化を維持するため、常に最新状態にできるようファームウェアの自動更新の仕組みを準備すること。	ファームウェアの更新が必要になった場合、日中の訪問作業ではなく、曜日・時間帯(深夜)の設定をすることで、日中のダウンタイムを避け、影響を極小化することができます。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件ではないため修正いたしません。
103	別紙2_提供サービス・機能一覧	97	7.複合機等サービス	「J」の7つ目の次に下記文言の追記をお願いいたします。 機器の障害を未然に防ぐため、原則月1回以上、技術員を複合機設置場所に派遣して、点検を行うこと。ただし、自動診断・通知機能を備えた複合機管理サービスを利用する場合はこの限りではない。	自己診断機能に基づき、作業員が事前準備をした上での訪問が可能となります。そのため修理の必要が生じた場合の、影響の極小化が見込めます。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件ではないため修正いたしません。
104	別紙2_提供サービス・機能一覧	97	7.複合機等サービス	「J」の7つ目の次に下記文言の追記をお願いいたします。 複合機を常時正常な状態で使用できるよう、機器本体に自己診断機能を有し、修理の必要が生じた場合に、複合機からの自動通知により技術員を派遣できる機能を有していること。	自己診断機能に基づき、作業員が事前準備をした上での訪問が可能となります。そのため修理の必要が生じた場合の影響の極小化が見込めます。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件ではないため修正いたしません。
105	別紙2_提供サービス・機能一覧	98	7.複合機等サービス	Felicalについて発行機能を有するサーバ等の必要有無、設計・構築・保守フェーズでの発行業務の委託想定有無、想定しているカードが既に利用している職員証であるか否か等の詳細について記載をお願いします。	各社入札時の工数に基づく費用や購入製品等の費用に影響し、入札価格が変わるためです。	有	意見を踏まえ、以下の要件を追加いたします。 ・非接触式IC カードは必要な枚数(300枚)を登録の上、情報・研修館に提供すること。 ・現在の情報基盤システムで利用している非接触式IC カードおよび職員の身分証明書とは別のカードを提供すること。 ・非接触式IC カードとユーザ情報の紐づけ等、必要な作業に必要な機器・ソフトウェア・サービス等は、本業務の中で導入を行うこと。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
106	別紙2_提供サービス・機能一覧	98	7.複合機等サービス 図表7-1 プリンタ	③給紙容量 標準トレイ: 500 枚×2 段※、手差しトレイ: 100 枚 (※標準トレイについて、増設トレイを含めて500 枚×2 段となる場合は、要件を満たすものとする) → 標準トレイ: 320 枚×1 段、増設トレイ: 580枚×1段、手差しトレイ: 110 枚 トレイに収容できる用紙枚数をご検討いただけますと幸いです。	仕様を満たす想定機種が他社でDR取得されていることで見積が取れないため、トレイに収まる用紙枚数の緩和をお願いいたします。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件であるため修正いたしません。
107	別紙2_提供サービス・機能一覧	98	7.複合機等サービス 図表7-1 複合機カラー	下記文言の追記をお願いいたします。 ■コピー ④用紙・厚紙対応できること 用紙: 厚紙対応できる坪量52~300 g/m2の用紙に対応している事。	仕様の明確化の観点から、具体的な数値でのご提示をお願いいたします。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件ではないため修正いたしません。
108	別紙2_提供サービス・機能一覧	99	7.複合機等サービス 図表7-1 複合機カラー	■スキャン機能 ③保存 「・本体に一時保存したスキャンデータを取り出すためのURLリンクを、利用者へメールで送ること。もしくは共有ストレージ内の利用者専用の領域に保存すること。」とございますが、ストレージ内への保存を必須要件へのご変更、または加点对象としてご検討いただけませんか。	見積内容に関わってくるため。	無	要件の修正を検討しましたが、仕様とおりいずれかの実現で問題ないため、修正いたしません。
109	別紙2_提供サービス・機能一覧	100	7.複合機等サービス 図表7-2	[図表7-2 設置拠点ごとのプリンタ・複合機の台数]に関して、プリンタ及び複合機(小型カラー)の計算が合わない。	[図表7-2 設置拠点ごとのプリンタ・複合機の台数]に関して、プリンタ及び複合機(小型カラー)の計算が合わない。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 プリンタ(カラー) 合計値 8台→4台 小型カラー複合機 合計値 8台→6台
110	別紙2_提供サービス・機能一覧	100	7.複合機等サービス 図表7-2	プリンタカラーの合計台数と、複合機小型カラーの合計台数が各拠点に記載の数字の合計と相違しております。	見積内容に関わってくるため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 プリンタ(カラー) 合計値 8台→4台 小型カラー複合機 合計値 8台→6台
111	別紙2_提供サービス・機能一覧	100	7.複合機等サービス 図表7-2	各拠点のプリンタ・複合機の台数を修正いただけますでしょうか。	各拠点のプリンタ・複合機の台数と合計台数が一致していないように見受けられます。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 プリンタ(カラー) 合計値 8台→4台 小型カラー複合機 合計値 8台→6台
112	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	13.2ログ収集機能	「本機能は各拠点内のネットワーク機器の情報を収集することを目的としているため、クラウドサービスは用いず、小規模なアプライアンス機器を用いて実現することを想定している。」と記載いただいておりますが、ログについては改ざん等を防止する必要があると思いますが、小規模なアプライアンスをオンプレミスに配置する方法である場合はその記載をお願いいたします。またそれ以外の場合や選択肢がある場合は、IaaSを含め許可される設置範囲の記載をお願いいたします。	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和7年度版)の「7.1.4ログの取得・管理」では「ログは改ざんや消失等が起こらないよう、ログが適切に保全されなければならない。」と記載があるため、確認させてください。	有	意見を踏まえ、以下の要件を追加いたします。 ・本機能は各拠点内のネットワーク機器の情報を収集することを目的としているため、クラウドサービスは用いず、小規模なアプライアンス機器を用いて実現することを想定している。その際、ログは改ざんや消失等が起こらないよう、管理者を除くユーザには閲覧権限のみを付与する等による対策を講じること。
113	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	13. 2ログ収集機能	「クラウドサービスは用いず、小規模なアプライアンス機器を用いて実現することを想定している」について、機能要件を満たすことを前提にクラウドサービスによる実現方式も選択可能としていただきたい。	実現方式をアプライアンス機器に限定せず、機能要件を満たす範囲でクラウドサービスも許容することで、最新技術の活用、運用性向上、拡張性確保および調達競争性向上が期待できるため。	無	要件の修正を検討しましたが、小規模なアプライアンス機器を用いて実現することを想定しているため、修正いたしません。
114	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	13. 2ログ収集機能	「当該機器から出力されるSyslogを収集し」を「当該機器から出力されるSyslog等」のログ情報を収集しに変更いただきたい。	要件をSyslogに限定せず「Syslog等」とすることで、同等以上の機能を有する製品の提案が可能となり、調達の競争性向上および将来的な拡張性の確保につながるため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・ネットワーク機器について、障害等に際して異常の発生原因を特定するため、当該機器から出力されるSyslog等を収集し、一定期間(1か月程度)保管する機能を有すること。また、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能等)を備えること。なお、ログの容量は1 か月で約100GB 程度を想定している。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
115	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	14.1SWG機能	「外部からの通信及び外部への通信を監視し、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを検知した場合には通信回線にて遮断する機能を備えること。」について、監視対象のプロトコルや検知手段の想定があれば明確化していただきたい。	要件を具体化することで、製品選定・対応方針のずれが発生しないようにしたいため	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・外部からの通信及び外部への通信を監視し、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを検知した場合には通信回線にて遮断する機能を備えること。 ①トランスポート層のプロトコルはTCPとUDPに対応すること。 ②検知の手段としては、ペイロードを解析し特定のアプリケーションによる不正アクセスや許可されていない通信プロトコルを検知できること。
116	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	14.1SWG機能	「外部からの通信及び外部への通信を監視し、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを検知した場合には通信回線にて遮断する機能を備えること。」 上記に対し、以下のように文言修正をお願いいたします。 「外部からの通信及び外部への通信を監視し、不正アクセスや許可されていない通信プロトコルを検知及び、L7ベースのポリシーにより通信を遮断できる機能を実装可能とすること。」	L7ベースのポリシーによる通信制御を実現することで、外部との通信における不正アクセスや未許可の通信プロトコルを適切に検知・遮断でき、セキュリティレベルの向上につながります。	無	要件の修正を検討しましたが、仕様どおりでもご指摘の要件を満たすため、修正いたしません。
117	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	14.1SWG 機能	「なお、TLS 等で暗号化された通信は復号化した上でフィルタリングすること。」とありますが、「原則」と文言を追加いただけますでしょうか。	通信先サービスの仕様でTLS復号してはならない通信が存在するため、SWGによる復号除外が発生するためとなります。また、全ての通信を復号することによるパフォーマンス低下の懸念もあります。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・TLS 等で暗号化された通信を含む全てのWeb トラフィックに対してURL フィルタリングを行い、業務上許可されていない、または悪意のあるWeb サイトとの通信を検知し、遮断すること。なお、原則TLS 等で暗号化された通信は復号化した上でフィルタリングすること。フィルタリングデータベースは定期的に最新化されること。フィルタリングはジャンルで制御でき、特定のURL もしくはIP の追加や解除ができること。
118	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	14.1SWG機能	「クライアント証明書要求など、特定の理由でSSL復号ができないと判断されたURLは、自動的に一定時間SSL復号除外する機能を有すること。」 以下のように文言緩和をお願いいたします。 「クライアント証明書要求や証明書ピンニングなどによりSSL復号が困難となるサービスについては、事前に対象を特定し、必要に応じてSSL復号除外設定を行えること。」	製品仕様上、自動的にSSL復号除外を行う機能は提供されていないため、実際の運用に合わせ、クライアント証明書要求や証明書ピンニングを利用するサービスを事前に特定し、必要に応じてSSL復号除外設定を実施する要件へ文言を修正いただきたいと思います。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・クライアント証明書要求など、特定の理由でSSL 復号ができないと判断されたURL は、SSL 復号除外する機能を有すること。
119	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	14.1SWG機能	「クライアント証明書要求など、特定の理由でSSL復号ができないと判断されたURLは、自動的に一定時間SSL復号除外する機能を有すること。」について、「自動的に一定時間」という要件を緩和いただきたい。	機能として、「自動的に一定時間」を入ると製品選択が、限定されてしまう可能性があるため ※一定時間で除外するということであれば、手動でも対応可能と考える。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・クライアント証明書要求など、特定の理由でSSL 復号ができないと判断されたURL は、SSL 復号除外する機能を有すること。
120	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	14.1SWG機能	「SSH通信の不要なポートフォワード通信を識別し、検知または制御できること。」について、「不要なポートフォワード通信を識別する」要件を緩和いただきたい。	不要という文言が抽象的な内容となり、認識相違が生まれてしまう可能性があるため	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・SSH通信を識別し、宛先(IPアドレスまたはFQDN)を指定したポリシー制御ができること
121	別紙2_提供サービス・機能一覧	102	14.1SWG機能	以下のように文言追加をお願いいたします。 「通信ログにおけるバイパス通信については管理コンソールにて可視化されること。ログの保存期間は1年以上とすること。」	通信ログにおけるバイパス通信は、管理コンソール上で可視化・管理できることで運用負荷の低減が見込めます。 また、ログ保持期間は要件定義書にあった通り1年としています。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件でないため修正いたしません。 なお、ご提案を妨げるものではございません。
122	別紙2_提供サービス・機能一覧	103	14.1Web セキュリティサービス	「IT資産管理サービス等の端末状態」 上記について把握・連携すべき情報の範囲をご教示ください。	「IT資産管理サービス等の端末状態」が指す情報の範囲が不明確であり、連携要件および実現方法の検討に必要となるため、当該サービスで把握を想定している端末状態の詳細を確認させていただきたいです。	有	IT資産管理サービス等の端末状態とは、少なくともOS及び主要ソフトウェアのセキュリティパッチ適用状況を含むものとします。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
123	別紙2_提供サービス・機能一覧	103	14.1Web セキュリティサービス	「SaaS(7サービス)及びオンプレミス環境(5環境)において送信元IPアドレスによる制限」 上記について、全て拠点出口の同一IPでの制御という理解でよいでしょうか。	全て同一IPアドレスによる制御を行っている認識でよいか確認させていただきます。	有	データセンターのファイアウォールのIPアドレスまたはSWGサービスのIPアドレスにより制御を実施しています。 意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・SWGサービスを經由して行われる通信の送信元IPアドレスの範囲を固定できること。なお、令和8年3月31日時点の現行情報基盤システムでは、本調達範囲外のSaaS(7サービス)及びオンプレミス環境(5環境)において送信元IPアドレスによるアクセス制御を行っている。
124	別紙2_提供サービス・機能一覧	103	14.1Web セキュリティサービス	以下のように要件追加をお願いいたします。 「エンドポイントから業務アプリケーションまでの通信状況及び接続品質を可視化し、障害発生時の原因分析及びトラブルシューティングを支援できること。」	通信品質やユーザー体感を監視できるサービスの導入により、運用負荷の低減、トラブルシューティング速度の向上によるユーザー様体感の向上につながります。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件でないため修正いたしません。 なお、ご提案を妨げるものではございません。
125	別紙2_提供サービス・機能一覧	103	14.2CASB機能	もし利用要件があるのであれば、以下の文言追加をお願いいたします。 「生成AIサービスの利用状況を可視化できること。また、生成AIサービスに入力されたプロンプトをログとして記録し、管理者が確認できること。」	利用要件がある場合、プロンプトの可視化・分析機能の活用による生成AIサービスの情報漏えいリスクの低減が見込めます。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件でないため修正いたしません。 なお、ご提案を妨げるものではございません。
126	別紙2_提供サービス・機能一覧	103	14.2CASB機能	以下のように文言追加をお願いいたします。 「ポリシー違反が検知された場合、利用者へ警告を表示し、利用者による確認及び継続利用の可否を選択できる機能を有すること。」	ポリシー違反が検知されても、警告・注意喚起機能によって、利用者へ警告画面が表示され、業務へ影響を与えるリスクの低減が見込めます。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件でないため修正いたしません。 なお、ご提案を妨げるものではございません。
127	別紙2_提供サービス・機能一覧	103	15.3EDR機能	「アプリケーションプログラムのファイル名、ファイルバージョン、ハッシュ等の属性を判断」 上記の「等」に含まれる属性を具体的にご提示ください。もしくははいずれかの属性を判断でよろしいでしょうか。	属性によってはブロックの指定ができないため、確認させていただきます。	無	本要件は、許可されていないアプリケーションの実行を拒否できることを求めるものであり、特定の属性(プログラム名、ファイルパス、ハッシュ値等)による制御方式を指定するものではありません。実現方法については提案製品の仕様によるものとします。
128	別紙2_提供サービス・機能一覧	105	17.2セキュリティ管理	「・ユーザ毎に、アプリケーション導入の可否を設定できること。」 上記に対して「ユーザ毎」とは、端末単位での管理およびAdministrator 権限の付与単位を指す認識で問題ないでしょうか。	想定している管理の単位を確認させていただきます。	有	ご認識とは異なります。 「ユーザ毎」は、利用者単位または端末単位を想定しています。 意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ・ユーザまたはデバイス毎に、アプリケーション導入の可否を設定できること。
129	別紙2_提供サービス・機能一覧	105	17.2セキュリティ管理	「ドライバ、BIOS、ブラウザの拡張機能等について統一して管理できること。」 上記に対し以下通り、文言の緩和をお願いします。 「ドライバ、BIOS、ブラウザの拡張機能等について統一して管理できることが望ましい。」	フルクラウド化に伴い実現が困難な可能性があります。また、調達における競争性確保および提案の選択肢拡大の観点から、必須ではなく望ましい要件への緩和をお願いします。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 「ドライバ、BIOS、ブラウザの拡張機能等について管理できること。」
130	別紙2_提供サービス・機能一覧	106	17.4端末のリモート操作	以下の文言の追記をお願いいたします。 「フリーウェアVNCの使用やVNCのソースを含んだソフトの使用を禁止している環境であっても、リモート操作が行えること。」	セキュリティの観点からフリーウェアの危険性が問題視されている情勢がありますので、左記の内容の追加をご提案いたします。	無	要件の修正を検討しましたが、仕様どおりでもご指摘の要件を満たすため、修正いたしません。

意見書様式

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
131	別紙2.提供サービス・機能一覧	106	17.4端末のリモート操作	「IT 資産管理サービスのエージェントソフトウェアを導入した端末をリモート操作可能であること。」 「本機能は、拠点間の直接通信は必要とせず、httpsプロトコルを用い、インターネット接続のみで実現できること。」 上記に対し以下通り、文言の緩和をお願いします。 「IT 資産管理サービスのエージェントソフトウェアを導入した端末をリモート操作可能であることが望ましい。」 「本機能は、拠点間の直接通信は必要とせず、httpsプロトコルを用い、インターネット接続のみで実現できることが望ましい。」	SWG機能の相性によっては実現が困難なことが予想されるため、要件の緩和をお願いいたします。	無	要件の修正を検討しましたが、必須の要件であるため修正いたしません。
132	別紙2.提供サービス・機能一覧	106	18.ファイル復号サービス	「パスワード付きOfficeファイルやZipファイル等は暗号化されたままとなっていることが想定され、これらを今後利用する可能性があるため、これらを必要に応じて復号できる機能を提供すること。」 ＜意見内容＞ パスワードがわからないOfficeファイルやZipファイルを、管理者が復号できる機能という理解で合っておりますでしょうか。	パスワードがわからないOfficeファイルやZipファイルを復号化することは不可のため、確認させていただきます。	無	ご認識とは異なります。 パスワード付きファイルの場合、自動復号の処理がなされない可能性があるため、復号機能を残しておく必要があるという意味合いになります。
133	別紙2.提供サービス・機能一覧	-	5. グループウェアサービス 6. コミュニケーションサービス	＜意見内容＞ グループウェアサービスおよびコミュニケーションサービス(Exchange Online、SharePoint Online、Microsoft Teams)については、次期基盤の設計対象外という認識で合っておりますでしょうか。	設計対象を確認したいため。	無	ご認識とは異なります。 設計対象となります。
134	別紙3.運用保守作業項目一覧	107	No15	利用開始から3か月の期間一次受付する場所の想定はどちらになりますでしょうか。	一次受付を実施する場所を把握したく、確認させていただきます。	無	INPIT本部となります。
135	別紙3.運用保守作業項目一覧	108	No18、21、35、44、50、52、53、54	＜別紙3 運用保守作業項目一覧からの抜粋＞ 「情報・研修館がマニュアルに従って作業できる場合は、情報・研修館にて行う。」 ＜意見内容＞ 請負事業者において対象作業のマニュアルを整備・提供した場合は、当該作業を実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 なお、「マニュアルに従って作業できる場合」の基準がございましたらご教示いただきたくお願いいたします。	マニュアルに従って作業できる場合の基準を明確にしたく、確認させていただきます。	無	情報・研修館が作業することで大幅な運用効率化が見込まれるものであって、当該業務に関する専門知識や経験を有しない者であってもマニュアルに従うことで同一品質の作業を実施できる状態を基準とします。
136	別紙3.運用保守作業項目一覧	109	No56	「※地域ブロックに設置するプリンタは対象外とする。」と記載がございますが、地域ブロックに設置されているのは小型カラー複合機かと存じます。 プリンタが設置されるのは、INPIT本部/INPIT虎ノ門分室ではございませんでしょうか。	認識齟齬の無いようにするため。	有	意見を踏まえ、以下のように要件を修正いたします。 ※地域ブロックに設置する小型カラー複合機は対象外とする。
137	別紙3.運用保守作業項目一覧	109	No56	「※地域ブロックに設置するプリンタは対象外とする。」と記載につきまして、プリンタについても印刷枚数を取得する要件を追加するのはいかがでしょうか。	プリンタの印刷枚数と取得する場合には機器構成が変更になるため。	無	要件の修正を検討しましたが、項目136で要件を修正済のため、本項目では修正いたしません。
138	その他			契約期間中、各社サブスクについて値上げがあった場合の考え方についてご提示ください。	過去例で 2026年7月 MS365 約12～17% 2024年4月 一部オンラインサービス 約20% 2023年4月 為替相場変動にてクラウドサービス約15%の値上げが発生しており、対処法の検討が必要となります。	無	調達仕様書9. その他特記事項(7)調達・導入条件の⑩を参照ください。 「近年の労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇について考慮し事業2年度目以降に少なくとも1年度に1回は、変更契約を行うかの協議の要否について確認を行う。なお、その他の場合においても必要に応じて請負事業者から申出があった場合は、協議を行うことを妨げるものではない。※年度は当館の会計年度に準ずる。」